

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【四半期会計期間】	第15期第2四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	リアルコム株式会社
【英訳名】	Realcom Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 龍 潤生
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー5F
【電話番号】	03-6864-4001
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 佐々木 司
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー5F
【電話番号】	03-6864-4001
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 佐々木 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第2四半期 連結累計期間	第15期 第2四半期 連結累計期間	第14期
会計期間	自平成24年 7月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 7月1日 至平成25年 12月31日	自平成24年 7月1日 至平成25年 6月30日
売上高(千円)	1,290,031	1,532,773	2,303,314
経常利益(千円)	112,738	124,673	115,472
四半期(当期)純利益(千円)	91,849	103,036	116,652
四半期包括利益又は包括利益(千円)	91,849	103,036	116,652
純資産額(千円)	451,025	611,050	505,834
総資産額(千円)	1,540,314	1,775,611	1,579,858
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	27.44	29.32	34.16
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	27.18	29.19	-
自己資本比率(%)	28.5	34.3	32.0
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	10,847	138,330	121,151
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	14,166	11,134	28,390
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	50,691	40,937	48,203
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	200,569	104,524	294,697

回次	第14期 第2四半期 連結会計期間	第15期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	20.08	22.06

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成26年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更があった事項は次の通りであります。なお、事業等のリスクの将来に関する事項については、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(継続企業の前提に関する重要事象等の解消について)

当社グループは、平成22年6月以降、長引く不況による経営環境悪化の影響を受けて3期連続して当期純損失を計上したこと等により「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載をしておりました。

当社といたしましては、これらの状況を解消すべく、平成23年11月29日付で株式交換によりWWB株式会社(以下、WWB)の完全子会社化を行い、建機販売事業及び太陽光発電(ソーラー)事業に参入し、グループとしての強固な収益体質の確立と資本力強化を推し進めて参りました。

また、更なる事業の拡大発展を目的として、平成25年9月10日に「中期経営計画」を策定し、当該目標の達成に向け全社一丸となって活動しております。他方、財務体質の改善に向け、資本政策としての課題の一つでありました短期借入金に関して、前事業年度にて長期借入金へ契約変更を行い、経営の安定化を実現いたしました。

これらの各種施策を施した結果、第1四半期において連結・単体共に業績および収益が改善され、また、リアルコム単体においても債務超過を解消しており、本格的な業績回復を確認し継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況は現時点では認められないと判断し、「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載を解消いたしました。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融政策を背景とした円安・株高傾向を背景に、企業収益の改善や設備投資の持ち直しの動きおよび雇用情勢や消費マインドの改善も見られたため、景気は緩やかに回復してきました。一方で、中国をはじめとするアジア経済圏の成長ペース鈍化、円安や原油高に伴う輸入原材料価格の上昇や今春の消費税増税による消費減退を懸念する不安要因も出ております。

こうした状況下、当社グループは、第1四半期連結累計期間に引き続きIT事業、建機販売事業のリソース(経営資源)を太陽光発電(ソーラー)事業に集中するとともに、平成28年6月期までの3カ年に及ぶ中期経営計画の達成を目指した経営基盤づくりのための先行投資を行ってまいりました。

そのため、IT事業ならびに建機販売事業につきましては、第1四半期連結累計期間に引き続き利益率の向上を重視した経営を継続することで、営業利益において前年同四半期の実績を上回る結果となりました。

一方、経営資源を集中した太陽光発電(ソーラー)事業につきましては、好調な受注案件をより多く獲得する施策を強化するとともに、急速な売上高の増加に対応するため、優秀な人材の確保と組織体制の整備、社内インフラの構築を進めてまいりました。そのため、一時的に計画値を上回る販管費の投入による利益率の低下を見せておりますが、足元の受注残高と期末に向けた販売・施工見込みを考慮いたしますと、下期におきまして利益率の改善と利益額の確保は手堅いものと予想しており、平成25年8月14日の「平成25年6月期決算短信」にて公表いたしました連結業績予想に変更はありません。引き続き収益の最大化を目指し全社一丸となって注力いたします。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,532,773千円(前年同四半期比18.8%増)、営業利益は144,373千円(前年同四半期比3.8%増)、経常利益は124,673千円(前年同四半期比10.5%増)、四半期純利益は103,036千円(前年同四半期比12.1%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

1. IT事業

当社主力製品「Knowledge Market」、MS事業におけるライセンス販売、SI、運用保守等により、売上高121,846千円（前年同四半期比38.3%減）、営業利益17,749千円（前年同四半期比43.8%増）となりました。

2. 建機販売事業

WWBにおいて、建設機械を国内及び海外に販売した結果、売上高378,245千円（前年同四半期比19.6%減）、営業利益17,837千円（前年同四半期は営業損失1,257千円）となりました。

3. 太陽光発電（ソーラー）事業

WWBにおいて、ソーラーパネル及び関連製品を販売した結果、売上高1,032,681千円（前年同四半期比66.1%増）、営業利益121,935千円（前年同四半期比15.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、190,173千円減少し、104,524千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、138,330千円（前年同四半期は10,847千円の獲得）となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益127,523千円であり、主な減少要因は、売上債権の増加額335,105千円であり、

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は11,134千円（前年同四半期は14,166千円の支出）となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出13,844千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、40,937千円（前年同四半期は50,691千円の獲得）となりました。主な減少要因は、長期借入金の返済による支出45,047千円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり対処しております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社は、グループにおける収益の最大化を目的に、子会社のWWBとのシナジー効果の最大化を図るため、今期より新しいSIM部門（ソーラーIT）を設置し、WWBが施工した太陽光発電施設において、当社のIT技術を用いた発電状況、稼働状況等の監視システムを提供する事業を新たな収益源としております。また、WWBは第1四半期連結累計期間において、建設業免許を取得し建設工事施工事業にも参入しております。これによって、当社グループは、太陽光発電（ソーラー）事業において、受注、販売、工事施工、アフターサービスまで一貫したサービスを提供できることとなり、もともとの商品力とともに、今後競争が激化する再生可能エネルギー分野における競争力の優位を確保する方針です。

これらの施策の結果、当第2四半期連結累計期間末における受注残高は、太陽光発電（ソーラー）事業のみでも約16億円あり、下期における太陽光発電（ソーラー）事業の受注額、IT事業の受注額ならびに建機販売事業の受注額も含めれば通期の売上計画の達成はほぼ確定しております。そのような状況を鑑み、下期においては利益率の向上に注力し、当初計画の公表値を上回る利益を計上できるように全社一丸となって各種の施策を進めております。

また、平成23年11月29日において当社とWWBとの株式交換の効力が発したことに伴い、同日より当社は「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入っております。このように猶予期間に入っておりますが、当社の株式の上場は引き続き維持され、平成27年6月30日までに当社株式が新規上場審査基準に準じた基準（以下「基準」という）に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります。

「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間解除のための審査の申請を行う前提として、東京証券取引所に対し東京証券取引所の取引参加者である証券会社による確認書の提出が必要となりますが、現時点の状況としては、当該審査に関する指導助言を受ける証券会社の選定を完了し、平成26年1月21日にコンサルティング契約を締結いたしました。ただし、同契約は確認書の作成が約束されたものではなく、当社としては今後、同社に確認書の作成を要請していく方針です。以上の通り現状は申請へ向けた準備段階に入っております。今後は全社一丸となって、猶予期間の解除に向け尽力してまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,937,600
計	12,937,600

(注)平成25年11月26日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は12,808,224株増加し、12,937,600株となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	35,144	3,514,400	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1、(注)2
計	35,144	3,514,400	-	-

- (注)1.平成25年11月26日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は3,479,256株増加し、3,514,400株となりました。
- 2.平成25年11月26日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日を効力発生日として単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月26日
新株予約権の数(個)	2,470
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,470 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成26年10月1日 至平成29年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,882 資本組入額 20,441 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)1
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金40,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、合併、吸収分割又は新設分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、吸収分割又は新設分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を権利行使することができる期間

本新株予約権を権利行使することができる期間（以下、「権利行使期間」という）は、平成26年10月1日から平成29年9月29日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成26年6月期、平成27年6月期、平成28年6月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成26年6月期の営業利益が5.25億円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3を平成26年10月1日から平成29年9月29日までの期間に行使することができる。

(b) 平成27年6月期の営業利益が6.71億円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3を平成27年10月1日から平成29年9月29日までの期間に行使することが出来る。

(c)平成28年6月期の営業利益が8.68億円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3を平成28年10月3日から平成29年9月29日までの期間に行使することが出来る。

本新株予約発行時において当社の取締役(社外含む)、監査役(社外含む)、従業員、子会社役員、子会社従業員であった新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。また、子会社外部関係者であった新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社での顧問契約が有効であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が上記1.(6)に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。

(3)当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得する。なお、本新株予約券の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記1.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記1.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記1.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記1.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 1 . (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 2 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	35,144	-	802,150	-	539,077

(注)平成25年11月26日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が3,479,256株増加し、発行済株式総数残高は3,514,400株となりました。これによる資本金及び資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

平成25年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
龍 潤生	東京都品川区	12,144	34.55
巖 平	東京都中央区	3,734	10.62
高木 貢	東京都渋谷区	899	2.56
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	867	2.47
日野 豊	東京都品川区	850	2.42
山下 博	大阪府泉南市	750	2.13
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	706	2.01
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	471	1.34
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	133 FLEET STREET LONDON UK	286	0.81
武部 雅人	兵庫県西脇市	258	0.73
計	-	20,965	59.65

(注) 株式数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,142	35,142	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	35,144	-	-
総株主の議決権	-	35,142	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
リアルコム 株式会社	東京都品川区東品川2 - 2 - 4 天王洲ファース トタワー5F	2	-	2	0.01
計	-	2	-	2	0.01

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	294,697	104,524
受取手形及び売掛金	95,624	430,730
商品	391,387	386,901
貯蔵品	87	25
その他	155,587	209,771
貸倒引当金	3,310	5,247
流動資産合計	934,075	1,126,705
固定資産		
有形固定資産	70,822	85,351
無形固定資産		
のれん	484,321	471,172
その他	749	764
無形固定資産合計	485,070	471,936
投資その他の資産		
関係会社長期貸付金	282,123	301,582
関係会社長期未収入金	31,107	33,612
その他	89,889	91,618
貸倒引当金	313,231	335,195
投資その他の資産合計	89,889	91,618
固定資産合計	645,782	648,906
資産合計	1,579,858	1,775,611
負債の部		
流動負債		
買掛金	164,888	276,836
短期借入金	40,000	52,727
1年内返済予定の長期借入金	102,949	100,784
未払金	29,412	19,966
未払法人税等	42,862	26,049
未払消費税等	3,741	5,396
前受金	162,879	192,876
その他	40,629	31,265
流動負債合計	587,363	705,902
固定負債		
長期借入金	395,731	352,849
その他	90,929	105,810
固定負債合計	486,660	458,659
負債合計	1,074,023	1,164,561
純資産の部		
株主資本		
資本金	802,150	802,150
資本剰余金	35,000	35,000
利益剰余金	331,283	228,246
自己株式	32	32
株主資本合計	505,834	608,871
新株予約権	-	2,178

純資産合計	505,834	611,050
負債純資産合計	1,579,858	1,775,611

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
売上高	1,290,031	1,532,773
売上原価	934,943	1,164,028
売上総利益	355,087	368,745
販売費及び一般管理費		
役員報酬	34,327	28,627
給料	40,009	71,919
支払手数料	35,677	27,696
研究開発費	3,315	-
減価償却費	4,108	3,296
のれん償却額	16,081	13,148
貸倒引当金繰入額	250	1,937
その他	82,737	77,746
販売費及び一般管理費合計	216,006	224,372
営業利益	139,080	144,373
営業外収益		
受取利息	9	109
その他	7	7
営業外収益合計	16	116
営業外費用		
支払利息	9,172	8,002
支払手数料	211	1,991
為替差損	13,325	7,648
貸倒引当金繰入額	3,071	340
その他	577	1,833
営業外費用合計	26,359	19,816
経常利益	112,738	124,673
特別利益		
固定資産売却益	-	2,850
特別利益合計	-	2,850
税金等調整前四半期純利益	112,738	127,523
法人税、住民税及び事業税	24,481	26,257
法人税等調整額	3,592	1,770
法人税等合計	20,888	24,486
少数株主損益調整前四半期純利益	91,849	103,036
四半期純利益	91,849	103,036

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	91,849	103,036
四半期包括利益	91,849	103,036
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	91,849	103,036
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	112,738	127,523
減価償却費	11,560	15,466
貸倒引当金の増減額(は減少)	24,562	23,901
ソフトウェア償却費	516	125
のれん償却額	16,081	13,148
有形固定資産売却損益(は益)	-	2,850
為替差損益(は益)	211	228
受取利息及び受取配当金	9	109
支払利息	9,172	8,002
支払手数料	211	181
持分法による投資損益(は益)	-	1,833
売上債権の増減額(は増加)	151,314	335,105
たな卸資産の増減額(は増加)	18,649	4,548
その他の資産の増減額(は増加)	68,040	74,982
仕入債務の増減額(は減少)	88,465	111,948
前受金の増減額(は減少)	23,975	29,996
その他の負債の増減額(は減少)	5,136	697
小計	43,544	75,902
利息及び配当金の受取額	9	26
利息の支払額	9,093	7,401
法人税等の支払額	23,612	55,053
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,847	138,330
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	16,698	13,844
有形固定資産の売却による収入	-	2,850
関係会社株式の取得による支出	3,666	-
その他	6,197	140
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,166	11,134
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	16,300	-
短期借入金の返済による支出	16,300	-
長期借入金の返済による支出	13,082	45,047
セール・アンド・リースバックによる収入	69,400	15,000
その他	5,626	10,890
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,691	40,937
現金及び現金同等物に係る換算差額	211	228
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	47,584	190,173
現金及び現金同等物の期首残高	152,985	294,697
現金及び現金同等物の四半期末残高	200,569	104,524

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

次の関係会社について、金融機関等からの借入等に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)		当第2四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
常陽パワー株式会社(借入債務)	80,000千円	常陽パワー株式会社(借入債務)	158,160千円
		常陽パワー株式会社(リース債務)	83,311
計	80,000	計	241,471

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
現金及び預金勘定	200,569千円	104,524千円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	200,569	104,524

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成24年12月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年12月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成24年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	IT事業	建機 販売事業	太陽光発電 (ソーラー) 事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高						
外部顧客への売上高	197,694	470,696	621,640	1,290,031	-	1,290,031
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	197,694	470,696	621,640	1,290,031	-	1,290,031
セグメント利益又は損 失()	12,337	1,257	144,081	155,161	16,081	139,080

(注)1.セグメント利益の調整額 16,081千円はのれんの償却額です。

2.セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	IT事業	建機 販売事業	太陽光発電 (ソーラー) 事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高						
外部顧客への売上高	121,846	378,245	1,032,681	1,532,773	-	1,532,773
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	121,846	378,245	1,032,681	1,532,773	-	1,532,773
セグメント利益	17,749	17,837	121,935	157,522	13,148	144,373

(注)1.セグメント利益の調整額 13,148千円はのれんの償却額です。

2.セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	27円44銭	29円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	91,849	103,036
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	91,849	103,036
普通株式の期中平均株式数(株)	3,347,500	3,514,200
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	27円18銭	29円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	31,300	15,252
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当社は、平成25年11月26日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度期首に行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

株式の分割および単元株制度の採用について

当社は、平成25年11月26日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日付にて株式分割を行うとともに単元株制度を採用致しました。

1. 株式分割および単元株制度の採用の目的

当社は、当社株式の投資単位の引き下げにより、投資家が当社株式に、より一層投資しやすい環境を整えることで投資家層の拡大を図ることを目的として、また、平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を踏まえ、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度を採用することといたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年12月31日(火)最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 35,144 株
 今回の分割により増加する株式数 3,479,256 株
 株式分割後の発行済株式総数 3,514,400 株
 株式分割後の発行可能株式総数 12,937,600 株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成25年12月16日(月)
 基準日 平成25年12月31日(火) 実質30日となります。
 効力発生日 平成26年1月1日(水)

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割にともない、新株予約権の目的となる株式についても平成26年1月1日以降、次のとおり調整されます。

		調整前行使価額	調整後行使価額
平成16年9月24日	定時株主総会決議に基づく第4回新株予約権	112,500円	1,125円
平成17年9月22日	定時株主総会決議に基づく第5回新株予約権	112,500円	1,125円
平成18年1月25日	臨時株主総会決議に基づく第6回新株予約権	150,000円	1,500円
平成18年6月30日	臨時株主総会決議に基づく第7回新株予約権	150,000円	1,500円
平成18年6月30日	臨時株主総会決議に基づく第9回新株予約権	150,000円	1,500円
平成19年6月19日	臨時株主総会決議に基づく第10回新株予約権	350,000円	3,500円
平成25年11月26日	取締役会決議に基づく第16回新株予約権	40,000円	400円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成26年1月1日(水)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年1月1日(水)

(参考)平成25年12月26日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 貴史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。